

碧南市民間提案募集要項

令和8年5月

碧南市

1. 募集の趣旨

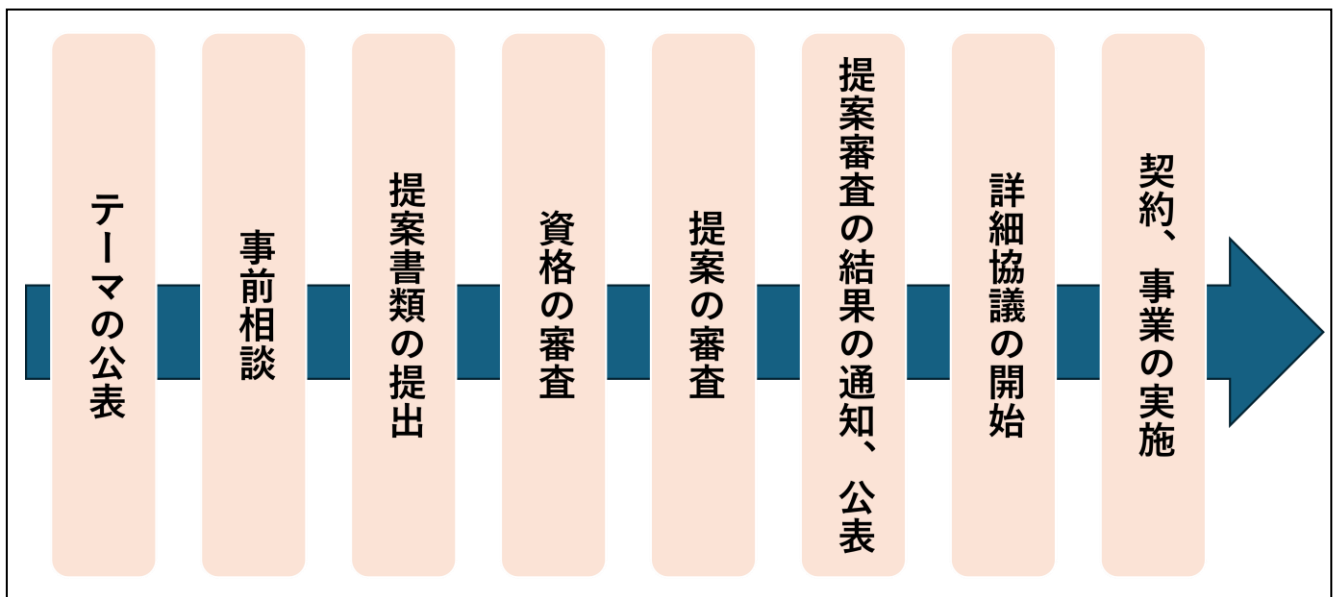
本要項は、「碧南市民間提案制度（以下「本制度」という。）」の実施にあたり基本的な事項を定めた「碧南市民間提案制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に基づき、本市が提案を求めるテーマや募集方法、募集期間等、事業者募集にかかる必要な事項を定めるものです。

2. 制度の概要

本制度は、本市が設定したテーマについて、社会課題の解決や財政負担軽減、歳入確保等を目的として、民間事業者等の自由な発想による創意工夫やノウハウ等を活かした提案を幅広く募集し、提案者と対話を重ねながら事業化を目指します。提案にあたっては原則、新たな市の財政負担が生じないことを前提とします。

また、民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約等の相手方として選定します。ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされませんのでご注意ください。

3. 事業化までの流れ



本制度における事業化までの手続きは、「テーマの公表」「事前相談」「提案書類の提出」「資格の審査」「提案の審査」「提案審査の結果の通知、公表」「詳細協議の開始」「契約、事業の実施」の流れとなります。それぞれの詳細については本募集要項及びガイドラインをご確認ください。

4. スケジュール

テーマの公表から事業の実施までは次の日程で行います。各項目における期間についてご確認の上、手続き等を進めてください。

	項目	期日等
1	テーマの公表	令和8年5月7日(木)
2	事前相談及び提案書類の提出	令和8年5月7日(木)から 令和8年7月24日(金)
3	資格の審査	令和8年7月27日(月)から 令和8年7月31日(金)
4	提案の審査 ※①碧南市民間提案審査委員会又は②碧南市民間 提案庁内審査委員会にてプレゼンの実施)	①令和8年8月17日(月) ②令和8年8月19日(水)
5	提案審査結果の通知、公表	審査委員会から2週間以内
6	詳細協議の開始	提案審査結果の通知後
7	契約、事業の実施	詳細協議がまとまり次第

5. 募集するテーマ

テーマ 1

市民図書館中部分館（昭和44年建設）の廃止後の建屋を有効に活用する提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）

市民図書館中部分館の廃止に向けた準備を進めているところであるが、当該廃止が議決された後の建屋については、市の財政負担の軽減を図るとともに、まちの賑わいの創出及び地域の活性化に資するなど、住民の福祉の増進につながる活用方法について、広く募集を行うものである。

(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）

10年以内の市有財産の建物貸付を受け、まちの賑わいの創出及び地域の活性化に資するなど、住民の福祉の増進につながる活用を行う提案

(3) 提案者に求める事項

■ 事業コンセプト

- ・ 目的、ビジョンなど

■ 事業内容及び効果

- ・ 住民の福祉の増進に向けた具体的な事業内容及び効果（集客対象者や利用に係る料金等の概要を含む）
- ・ 活用レイアウト
- ・ 駐車場の利用見込み
- ・ 市の財政負担又は歳入増の見込みがあればその内容

■ 事業者の資金面

- ・ 収支計画（初期投資や運営費の見込み、資金調達方法）

■ 体制・運営能力

- ・ スタッフや備品
- ・ これまでの事業運営実績

■ 事業期間後について

- ・ 事業期間終了後にこの場所で活動できなくなった場合の運営見通し

(4) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）

無し

(5) 事業期間
令和9年10月から10年以内
(6) 民間事業者へ提供できる資料など
近年の光熱水費の使用量及び金額、修繕記録、建物の図面
(7) その他
<p>ア 本事業の実施に要する一切の費用（改修等の初期費用および、光熱水費・修繕費等の維持管理費用を含む）について、市は一切の負担を行いません。全ての費用は提案者の自己資金または自己調達により負担するものとします。</p> <p>イ 令和8年6月1日（月）に実施する中部分館内覧会への参加を、提案提出の必須条件とする。詳細は「6. 提案の方法」を厳守し確認すること。</p>

テーマ2

町内会の加入促進に関する提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）
<p>町内会は、その活動を通じて住民同士が知り合い、連携し、災害発生時などに協力し助け合える環境づくりのために、また、住民主体のまちづくりを進める上でとても重要な役割を果たしている。</p> <p>しかし、全国的にも町内会の加入率は年々低下しており、碧南市も例外ではない。町内会の活性化は地区の活性化につながり、市の活性化につながると考えるため、町内会の加入を促進する事業についてご提案いただきたい。</p>
(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）
<p>町内会など地区の負担なく行える事業であり、地域の活性化が見込める提案。</p> <p>例えば、地域の商店に町内会加入世帯が使用できる優待を設定してもらうなど、町内会に加入することへの新たな価値を創造する取組の提案を期待する。</p> <p>費用についても、地域の企業から広告費用を集める等によりその経費を賄うことができるものが望ましい。</p>
(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）
無し
(4) 事業期間
3年以内
(5) 民間事業者へ提供できる資料など
応相談
(6) その他
<p>広告入り回覧板など市の財政的負担の軽減のみの改善となる内容については提案の対象外とする。市の費用負担が発生する場合、その内容も含め相談可。次回以降の募集の参考にさせていただきます。</p>

テーマ3

消防団員確保における持続的・効果的な取組提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）
近年、消防団員の確保については、自営業者の減少や少子高齢化等により、年々団員の確保が困難となっており、担い手不足は喫緊の課題となっている。現在は市によるPRチラシ配布や消防団によるSNS広報を展開しているが、効果やコスト面に課題があるため、消防団員確保に向けた持続的かつ効果的な取り組みをご提案いただきたい。
(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）
持続可能で効果的な団員確保戦略
(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）
有り（ただし、消防庁が実施している「消防団の力向上モデル事業」に採択され、市の実質的負担が発生しないことを提案採用の条件とする）
(4) 事業期間
令和9年4月1日～令和10年3月31日
(5) 提供できる関連資料
・資料「碧南市消防団とは？」（団員の属性、訓練の詳細、報酬制度、各種補助制度） ・団員人数の推移 ・消防団協力事業所、企業防災力向上研修支援補助金申請企業、愛知県消防団応援の店（碧南市分）一覧 ・現在行っている団員確保策の詳細（地区との打ち合わせ会の内容、SNS広告の運用実績、チラシポスターデータ、ホームページのURL、団員アンケートの結果（現行団員の入団理由など））

テーマ4

脱炭素社会の推進に向けたJクレジットの活用に関する提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）

本市は令和5年2月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比46.0%削減を目指している。

基礎自治体として果たす役割に基づき、再生可能エネルギーの利活用や脱炭素型のライフスタイル及び事業活動の推進を図るとともに、市自らも事務事業により発生する温室効果ガス排出量の削減に努めている。しかし、市の施設に太陽光パネルの設置場所がないことやクーリングシェルターや学校体育館の空調化等、健康・安全対策のためのエネルギー使用の増加といった状況があり、削減を進めていくのに課題がある。

こうした状況のなか、Jクレジット制度を活用した環境価値の創出による脱炭素化を図るための提案を募集したい。

(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）

具体的には現在、碧南市が実施しているスマートハウス設備設置費補助事業のメニュー（太陽光発電、燃料電池）を活用した補助事業を受けた個人住宅から生まれた環境価値を取りまとめJクレジット制度によりクレジット化または碧南市役所のエネルギー使用に対するカーボン・オフセットをすることによるCO₂削減に関する提案

(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）

無し

(4) 事業期間

少なくとも、2050年までの期間でスマートハウス設備設置費補助事業が継続する限り事業を継続したい

(5) 提供できる関連資料

- ・ 補助事業の過去実績データ
- ・ 次年度以降の補助予定件数
- ・ 市施設のエネルギー使用量

テーマ 5

市等が所有する遊休地などの有効活用に関する提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）
本市では、市及び土地開発公社が所有する遊休地が多数あり、その中には有効的に活用できていない土地もあります。これらの遊休地を有効活用することで市の歳入の増加や市民サービスの向上などに寄与するような、民間事業者等の柔軟な発想とノウハウを活かした新たな提案を募集することとします。
(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）
ア 遊休地の有効活用による市の歳入増 イ 遊休地を活用したサービスの提供 ※上記は一例であり、その他自由な発想による提案も歓迎します。
(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）
有り
(4) 事業期間
提案による
(5) 民間事業者へ提供できる資料など
市等所有遊休地一覧
(6) 遊休地の例
ア（北新川駅前広場事業用跡地） 所在：六軒町5丁目3 1番他、用途地域：準工業地域、面積 2,638.87 m ² イ（亀島織布跡地） 所在：中町4丁目1番1他、用途地域：準工業地域（一部商業地域） 面積 4,593.58 m ²

テーマ6

市の婚姻数を増加させるための提案の募集

(1) テーマの概要（背景・目的）

本市では、少子化が深刻な課題となっており、その要因の一つとして婚姻数の減少が挙げられています。出産や子育ての前提となる「結婚」への支援を強化し、成婚数の増加を図ることは、少子化対策の第一歩であり重要な取り組みです。

しかしながら、現在のところ市として有効な婚姻促進施策が十分に実施できておらず、官民連携の新たなアイデアや手法が求められています。そこで本市では、民間事業者等の柔軟な発想とノウハウを活かし、市の婚姻数増加に資する新たな提案を公募することとします。

(2) 提案者に期待する内容（提案してほしい技術・ノウハウ・取組など）

婚姻数の増加につながる提案を募集します。具体的には、次のような観点を含む提案を期待します。

- ・ 出会いの機会の創出（イベント、マッチングアプリとの連携等）
- ・ 結婚に対する心理的・経済的ハードルの解消
- ・ 若年層への啓発や結婚観の醸成
- ・ 地域資源や地元企業等を活かした取組
- ・ 成婚までの継続的なサポート体制の構築

※上記は一例であり、その他自由な発想による提案も歓迎します。

(3) 事業実施によるイニシャルコストの有無（想定）

無し

(4) 事業期間

原則3年以内

(5) 提供できる関連資料

要相談

6. 提案の方法

(1) 提出書類

提案の提出には以下の書類を各1部ずつご提出ください。

	書類名称	備考
1	碧南市民間提案制度申込書兼誓約書	グループで提案する場合は別紙の提出もしてください。
2	提案書（任意様式）	内容を補足する資料があれば併せてご提出ください。
3	提案者に関する基本的事項	グループで提案する場合は、事業者ごとに作成し、まとめてご提出ください。
4	プレゼンテーション資料	形式は自由、提案審査会で使用するものをご提出ください。
5	登記事項証明書 ※1	碧南市入札参加資格者名簿に登録されていない場合は5から7の書類もご提出ください。
6	財務諸表（直近2年分）	
7	国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類 ※2	

※1 履歴事項全部証明書（提出日から3か月以内に取得したもの、写しでも可）のご提出をお願いします。

※2 次の3点の提出をお願いします。（いずれも提出日から3か月以内に取得したものに限ります。）①管轄の税務署において納税証明書（その3の3 「法人税及び消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）②都道府県税事務所において県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の未納がないことがわかる納税証明書③碧南市における完納証明書

(2) 提出方法

企画政策課宛に郵送（〒447-8601 碧南市松本町28番地 碧南市役所企画財政部企画政策課宛）、持参又は電子メール（kikakuka@city.hekinan.lg.jp）にて提出。ただし、提出書類5から7については郵送又は持参してください。

(3) 提出期間

「4. スケジュール」に記載のとおり。

(4) 事前相談（必須）

事業提案を検討されている民間事業者は、ガイドライン及び本募集要項を確認のうえ、本市と必ず事前相談を行ってください。事前面談の申込は「事前相談申込書」を企画政策課宛に郵送又は電子メールにて提出してください。

(5) 市民図書館中部分館の内覧会（テーマ1関連、要事前申し込み）

令和8年6月1日（月）13時30分から市民図書館中部分館内覧会を実施します。内覧会への参加申込は、担当課（財政課施設マネジメント係、電話 0566-95-9870、メール zaisei@city.hekinan.lg.jp）へメールを送信後、必ず電話でその旨を連絡してください。

※ 本内覧会への参加はテーマ1に関わる提案を提出するための必須条件となります。

※ 当該日程の参加が難しい場合は個別に担当課までご相談ください。

(6) 留意事項

ア 質問事項について

本要項の記載内容に関することや提案内容を検討するうえで質問がある場合は、質問書（任意様式）をメールで企画政策課宛に提出してください。

イ 費用負担

提案に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

ウ 提出書類について

(ア) 著作権は提案者に帰属します

(イ) 原則返却しません。

(ウ) 資格の審査及び提案の審査以外で使用せず、第三者に情報を漏らしません。

(エ) 詳細協議の結果、本市と提案者で契約締結が完了した場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。

エ 無効事由

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とします。

(ア) 事前面談を実施しなかった場合

(イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(ウ) 提案者又は提案がガイドラインに定める要件を満たさない場合

(エ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) その他、本市が定める手続きを遵守しない場合

7. 提案の対象、市が提案に期待する効果、提案者の資格を有する者について

提案の対象、市が提案に期待する効果、提案者の資格を有する者は、ガイドラインをご確認ください。

8. 審査について

(1) 資格の審査について

提案者及び提案書類の記載内容がそれぞれガイドラインに記載する「提案の対象」「提案者の資格を有する者」であるかどうか、審査を行います。審査の結果、要件を満たすと判断した場合は資格審査結果及び提案審査の日程等を文書又は電子メールで通知します。

(2) 提案の審査について

資格の審査において有効な提案と判断された提案の内容について、本市が設置する審査委員会が提出書類及び提案者によるプレゼンテーションにより、総合的に審査します。

(3) 提案の審査の方法

審査委員会は、有効な提案の中から、次ページの項目についての評価を実施し、協議対象提案として選定します。ただし、テーマ1「市民図書館中部分館（昭和44年建設）の廃止後の建屋を有効に活用する提案の募集」については採択できる提案が1つであることから、別添「採点基準」に沿って点数評価を行います。

協議対象提案としての選定は、市との事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。

項目	説明
法令適合性、行政責任確保	提案の実現にあたり、法令上の支障はないか。また、提案内容は、公共の利益に適合するものか。
実現性、採算性、安定性	事業手法や、事業工程、事業収支計画は十分実現可能なものか。また、提案者が事業実施者となった場合、事業を継続的、安定的に担うために必要な業務体制を構築できており、事業を実現できる能力や実績を有しているか。
公益性、地域性	市の課題解決にどの程度寄与するか。 市民生活の質向上が見込まれるか。 地域資源活用や波及効果があるか。
財政効率性	財政負担軽減、歳入確保、効果的な事業手法が期待できるか。
その他	上記のほか提案事業の独自性、革新性、民間ノウハウ活用などの内容に応じた評価の視点

(4) 提案審査結果の通知・公表

提案の審査の結果は、文書又は電子メールで通知します。また、本市ホームページ上でも公表します。その際、採用となった提案は、「提案名、提案者名、提案概要」を公表し、不採用となった提案は公表しません。

(5) 異議申し立てについて

審査結果に対する異議は原則申し立てることができません。

9. 詳細協議及び契約の締結について

提案審査において、採用となった場合には、事業化に向けて、市と提案者の間で、さらに対話・調整を行い、詳細について協議します。提案審査の結果、採用となっても詳細協議の過程において、協議不調となり事業化に至らない場合もあります。

事業化に向けた詳細協議が整い、必要な準備が完了し次第、提案者と随意契約又は協定を締結し、提案事業を実施します。